

トルコの 北極ガバナンスへの 関与

その歴史と今後の展望

ナッシ・サープ・エルグーヴェン
柴田 明穂

ArCS II 国際法制度課題
ブリーフィングペーパー・シリーズ
第9号J (2024年1月) ファクトシート
ArCS II/Int' l Law/BPS/09/J/FS (2024/1)

09

トルコの 北極ガバナンスへの 関与

その歴史と今後の展望



- POINT 1 トルコは、非北極圏国でありながら、2010年代以降、北極科学と北極外交に積極的に関与するようになってきている。その背景には、オスマン帝国時代からの歴史的背景と、トルコの南極における科学研究と南極ガバナンスへの関与の成功経験が大きく関わっている。
- POINT 2 トルコの北極ガバナンスへの関与の素地は、2019年トルコ科学技術研究評議会傘下に極地研究所 TUBITAK PRI が設置され、極域科学と外交がより体系的に展開できるようになったこと、2023-35年国家極域科学戦略 NPSS において北極重視の姿勢が明確に示されたことにある。トルコは2022年より、毎年の北極観測隊の派遣を決定している。
- POINT 3 トルコは、2015年に北極評議会オブザーバー資格を申請しているが実現していない。2022年にはスヴァールバル条約加盟のためのプロセスが具体化しており、近い将来同条約への加盟を果たし、南極条約協議国の資格を得た上で、トルコの海洋法に対する姿勢を明確にして、長期的には北極評議会のオブザーバー資格を獲得することを目標としている。



1 極域に関するトルコの姿勢

(1) 歴史的背景

トルコは、北極からも南極からも遠く離れた中緯度国であるが、2010年代から極域科学と極域外交に関わる取り組みを強化している。特に北極に関するトルコの活動を評価するためには、極域に関するトルコの包括的な姿勢に照らして、その歴史的な過程を確認しておく必要がある。

極域外交に関わるトルコの最初の公式な試みは、1995年の南極条約の批准であるが、極域に関するトルコの関心はオスマン帝国時代にまで遡る。この文脈において、最初に紹介しなくてはならない学者はピーリー・レイース提督である。レイースは著名な航海士、地理学者、および地図製作者であったとともに、『海洋の書』の著者でもあった。彼は1513年に世界地図を作成しているが、これには南極に最も近い地点であるティエラ・デル・フエゴも描かれていたのである。レイースはさらに1528年に2枚目の世界地図を作成し、グリーンランドから始めて大西洋の北部や、新たに発見された北アメリカや中央アメリカといった地域も地図に示している。両地図の正確性は、レイースが科学的方法の原則に従い、当時の発見を注意深く追いつけていたことを証明している。これに続き、オスマン帝国時代の偉大な科学者であったキヤーティプ・チェレピーも、1657年に完成し1732年に出版されたオスマン帝国初の科学的な地理学の書物である『世界の鏡』を執筆しており、その原稿には南極点と北極点を描写することに成功している。

もっとも、極域を含む地理学的な発見について認識していたにもかかわらず、オスマン帝国はこれらの地域への

探索を試みたことがなく、長きにわたり動向を注視するのみであった。オスマン帝国の末期には、皇帝アブデュルハミト二世が、米国による北極での探索活動を注意深く追っていた。このことは、1881年から1884年の米国人グリーリー(Greely)の北極探検に際して、皇帝が米国大統領宛てに祝辞の手紙をしたためていたことから窺える。こうした動向は、1877年にオスマン帝国の常設大使館がスウェーデンに設置されたことや、同大使館がトルコ共和国の建国後も機能し続けていることと併せて評価すると、トルコには、特に北極についてオスマン帝国時代から受け継いだ重要な遺産があると言える(Bayatlı 2022; Limon and Caymaz 2021)。

(2) トルコと南極

前述のとおり、トルコは1995年に南極条約を批准してその締約国になっていたが、トルコ人科学者によるいくつかの南極における科学研究以外には、2013年までトルコが南極条約協議国会議(ATCM)に公式に参加することはなかった。2013年にトルコは、初めて個人レベルでATCMに参加した。

トルコの南極への関与の初の制度的な試みは、2015年にイスタンブール工科大学内に極域研究センター(ITU PolReC)が設立されたことであり、官報に関連法令が掲載されている。その最初の成果として、2016年には南極のベルナツキー基地にウクライナとトルコの合同観測隊が派遣されている。同年のATCMには、関係省庁や大学で構成されるトルコ代表団が出席している。2017年からは、トルコ共和国大統領府の支援のもと、トルコ科学産業技術省が責任省庁となり、ITU PolReCと

の連携により南極観測が始まっている。2017年12月には2018-22年極域科学国家計画(NPSP)が発表されている(ATCM IP 29, 2016; NPSP 2018-2022; ATCM BP 7, 2018)。

これに続き、トルコは2017年に南極条約の環境保護に関する議定書(マドリッド議定書)を、その6つの附属書すべてを含めて批准している。同年、トルコは同国初の独立したトルコ南極観測隊(TAE-I)の派遣に成功している。また、マドリッド議定書の国内実施法は、トルコ環境・都市計画・気候変動省の下で起草され、2020年に効力を生じている。この過程での画期的な出来事は、2019年、南極半島ホースシュー島のマルグリット湾にトルコ初の南極科学観測拠点を設置したことであった。この拠点は、トルコの初期環境影響評価書に基づき、シェルターモジュール3つと自動気象観測所1基を備えている(Official Gazette 2020; ATCM BP 8, 2019)。

極域研究活動がより国際的な参加を通じて体系的に行われることを確保するため、2019年にはトルコ科学技術研究評議会傘下に極地研究所(TUBITAK PRI)が設立された。同研究所は、関連機関と協力して2018-22年NPSPを実施することを主な目的としている。TUBITAK PRIの設立後、トルコの極域科学と極域外交に関わる活動が目に見えて増加している。南極研究科学委員会(SCAR)および南極観測実施責任者評議会(COM-NAP)への加盟、新型コロナ禍の間も継続された南極観測隊の派遣、科学論文の発表、トルコ南極基地の建設と運営に向けた包括的環境影響評価書案の提出、ベルギーおよび英国と共同で提案した南極特別保護地区管理計画の提出などである。以上より、トルコは南極条約協議国になるための条件をほぼすべて満たしていると考えられるが、トルコはまだその申請を行っていない(ATCM IP 19, 2020; Yavasoglu et al. 2019)。

(3) トルコと北極

上述したトルコの極域への歴史的関心を踏まえると、オスマン帝国後期こそ、特に北極に対するトルコの関心の重要な源泉であった。1923年のトルコ共和国建国以来、トルコの研究者が進めてきた古文書調査の文脈において、一般市民、報道機関、そして場合によっては国内政治における北極に対するトルコの関心は脈々と続いてきた。

2010年代より、3つの公式文書が北極に関するトルコの活動を形作っている。第1が、2014年トルコ国家海洋研究戦略(TUDAS)である。この文書は、トルコの関心に沿って海洋の保護、科学的調査、および持続可能な利用を目指すものであり、この文脈において極域にも言及している。特に、極域における海洋の科学的調査の実施は同文書の主要な目標の1つとなっている。第2が、上述した2018-22年NPSPである。この文書では、極域研究に関しては南極が優先されているものの、北極研究も含まれている。第3が、2019年にトルコ大国民議会で承認された第11次開発計画(2019-2023)である。この文書では、北極に直接触れてはいないものの、建国100周年の節目において、国の開発ビジョンを示す文書で、極域研究分野でのトルコの立場を強化する目標を強調していることは注目に値する。

トルコは、2015年の第9回北極評議会閣僚会合に、ギリシャ、モンゴル、スイスなどと共に、北極評議会のオブザーバー国となるよう申請している。スイスの申請が2017年に承認されているが、会議文書では残りの国の申請に関する情報がないことから、トルコを含む他の国の申請は却下されたと考えられる。この後、上述した2018-22年NPSPや第11次開発計画の効果もあり、トルコは2019年7月に、ITU PolReCの調整の下、第1次トルコ北極観測隊(TASE-I)を、北極海を通してスヴァールバル群島周辺に派遣し、海上および陸上で調査活動を行い、試料を採取し、測量等も行っている(Graczyk

et al. 2017; Limon 2021; Yirmibesoglu et al. 2019)。

それ以来、トルコの北極外交と科学研究が強化されつつ継続されている。このプロセスの礎石は2019年のTUBITAK PRIの設立であり、トルコの北極外交と科学研究はより体系的に行われるようになってきている。2022年7月には、TUBITAK PRIの調整の下、第2次トルコ北極観測隊 (TASE-II) が派遣された。この派遣は北極海、特にバレンツ海とスヴァールバル群島周辺海域を対象としており、ノルウェー船籍の全長42メートルの調査船

PolarXplorer号で行われた。観測隊はバレンツ海を横断し、スヴァールバル諸島の北緯82度まで航行した後、14件の科学プロジェクトのための試料採取、データ収集、および観測を行った。これらの動きを考慮すると、TUBITAK PRIは、極域外交や科学研究をより体系的に行うという設立の主目的を達成したと言える。さらに、極域外交と科学研究に関してトルコ共和国大統領府が支援したこともこの流れに大いに貢献している (TUBITAK PRI 2022)。

ことがわかる。NPSSは3つの主要目標を掲げており、第1に科学的卓越性を達成すること、第2に極域に関する認識・理解・知識を向上させること、そして第3にトルコの極域研究の持続可能性を確保することである。これら目標を支えるための5つの優先的な科学的テーマは、①地球規模の気候変動、②脅威に晒されている生態系、③人為的影響と社会システム、④過去から見る未来、⑤宇宙への展望である。この枠組みの中でのトルコの極域研究の原則として、検索可能性・アクセス可能性・相互運用可能性・再利用可能性を掲げ、また追及すべき価値として、真正であること・臨機応変であること・協働的であることを挙げる (NPSS 2023-2035)。

NPSSに見られるこれらの特徴の中で、北極を重視していることがトルコの関心を強く物語っている。特に、北極における地球温暖化の影響を理解し、北極増幅効果に関する知識を拡大すること、北極の植生に関する研究を支援することなどの記述は、重要である。加えて、この文脈の下、先住民族を含む北極域の人々に配慮し、北極の社会が直面するストレス要因の影響を調査することも指摘されている。また、北極域の先住民族に関連して、世界の歴史や文化との相互作用過程という次元で北極域の文化を研究するという目標も、NPSSの特徴である。



2 高まりつつあるトルコの北極への関与

(1) 第3次トルコ北極観測隊の派遣

2023年7月に派遣された第3次トルコ北極観測隊 (TASE-III) は、目覚ましい成果を挙げた。TASE-IIIでは、トルコ人科学者の他にもブラジル、チェコ、およびノルウェーの研究者らが初めて参加した。また、派遣中に国際協力の一環としてイタリアの研究者がプロジェクトのために採取した試料を、スヴァールバル諸島ニーオルスンにあるディリジビレ・イタリア北極基地に届けている。観測隊は5,500キロを航海し、北緯81度の海水縁に到達している。TASE-IIIには、強調すべき特徴が2つある。1つは国際科学協力である。この分野でトルコは、南極において重要な役割を担ってきた。TASE-IIIにより、トルコは北極でも国際科学協力を欠かさない一員になり始めたと言える。さらに、ブラジルとチェコは、トルコが南極研究に関連して密接に協力している国々であり、ここからも南極と北極が極域外交や科学研究の観点から実質的に繋がっていることがわかる。その良い例として、2022年8月のブラジルとトルコの間で締結され

た極域研究協力に関する合意文書は、2023年5月開催の南極条約協議国会議で紹介されている。もう1つの特徴は、TASE-IIIにより、南極同様、トルコの北極観測隊派遣が毎年の科学行事となったことである。南極観測隊が計7回派遣されていることから、2022年以降の北極観測隊の派遣は、トルコが北極科学外交において確固たる地位を築く基礎になるであろう (TUBITAK PRI 2023)。

(2) 2023-35年国家極域科学戦略

北極に関してトルコで現在進行中の注目すべき進展は、トルコ産業技術省が作成した2023-35年国家極域科学戦略 (NPSS) である。2023-35年NPSSでは、北極の存在感が上述した2018-22年NPSSと比べても格段に大きくなっており、北極に対するトルコの関与にとって特に重要である。NPSSは、極域に関する包括的な戦略文書であり、その準備過程では20以上の国際的な研究機関や組織を調査しており、トルコが極域を重視している



3 スヴァールバル条約

トルコが北極に関連して現在取り組んでいる重要な活動の1つが、スヴァールバル (スピッツベルゲン) 条約に関するものである。スヴァールバル条約は1920年に調印され1925年に発効しており、同諸島に対するノルウェーの完全かつ絶対的な主権を認めつつも、同時に締約国に対して領海、フィヨルド、港湾への立ち入りの平等な自由と、工業、採鉱、商業活動を絶対的な平等性の下で実施する権利も与えている。また北極点からわずか1000 kmという独特な地理的特徴を持つスヴァールバル諸島は、極域科学研究にとって重要な位置を占めており、同条約の下、10カ国による合計20基もの研究基地が設置されている (Buyuksagnak et al. 2021)。

北極圏に対するトルコの関心が高まっていることを示す最新の動きが、スヴァールバル条約への加盟プロセス

である。2022年10月6日に開催されたトルコ大国民議会の外務委員会では、スヴァールバル条約加盟承認に関する法律案が採択されている。法律案の前文では、同諸島における科学研究基地の設置を可能にするを踏まえ、この条約の重要性が強調されている (NPSS 2023-2035; Türkiye Draft Law 2022)。

もつともこの法律案を巡っては、2023年2月に発生した壊滅的な大地震、そして同年5月に実施されたトルコ大国民議会総選挙とトルコ大統領選挙により進捗に影響が出た。しかし、スヴァールバル条約の批准プロセスはその後再開され、2023年10月4日には同条約への加盟承認に関する法律案がトルコ大国民議会で採択されている。その後批准プロセスは短期間で完了し、官報で同法の採択が発表される予定である (TBMM 2023)。

4

北極評議会オブザーバー資格の取得と海洋法

2023-35年国家極域科学戦略（NPSS）が想定する最終段階においては、トルコが南極外交と科学研究において不可欠なメンバーになり、南極条約体制における協議国資格を獲得することを目標としている。そして、これを達成することが、北極評議会のオブザーバー資格を得るための強力な決定要因になるとNPSSでは記述する。このように、トルコは南極については短期・中期的な目標を、北極については長期的な目標を掲げていることが分かる。この過程において、スヴァールバル条約への加盟は間違いなく重要な転換点となるであろう。

北極評議会におけるトルコの目標を評価するためには、北極評議会の手続規則に由来する問題に留意する必要がある。同規則によると、オブザーバー資格を得るためには、申請国が北極海に適用される広範な法的枠組として海洋法を認めなければならないとされる。ゆえに、国連海洋法条約の非締約国たるトルコの海洋法に対する立場に言及する必要がある。周知のとおり、トルコは海洋法の条約交渉に積極的に参加してきたが、1958年海洋法関連条約、そして1982年国連海洋法条約（UNCLOS）のいずれにも署名も批准もしていない。その主な理由は、領海の幅員、領海及び大陸棚の境界画定に関する諸規定、そして島の制度に関する諸規定にトルコが反対しているからであり、これらの規則が国

際慣習法の一部となり、拘束力を持つようになる可能性を避けるため、トルコはこれらの諸規定に一貫して反対してきた。しかしそれ以外の規定に関しては、海洋環境の保護に関する規定を含め、トルコはUNCLOSの大部分に同意している。そのうちのいくつかはトルコの国内法にも反映されており、トルコの慣行によっても確認できる（Ergüven 2021a）。

トルコは、1948年の国連海事会議にも代表団を派遣しており、国際海事機関の設立条約に署名している。それ以来、トルコは複数のIMO関連条約の締約国となっており、IMO理事会のカテゴリC理事国としても代表を派遣している。加えて、トルコは海洋法の発展に重要な役割を果たしている。2021年12月にトルコのアンタルヤで地中海の海洋環境保護に関するバルセロナ条約およびその議定書に関する締約国会議を開催し、地中海を硫酸化物排出規制区域に指定するという重要な決定の採択に貢献している。これらのことはすべて、UNCLOSの加盟国ではないことが、トルコが海洋法を北極海に適用される広範な法的枠組として認めることの妨げとなっていないことを示している。むしろ、特に海洋環境の保護に関するトルコの経験は、北極海の保護について浮かび上がっている問題への対処に同国が貢献できる可能を示唆する（Ergüven 2021b）。



5

結論

トルコの科学者らが実施してきた極域科学研究は、国際的にも高く評価されている。トルコの南極科学研究と南極外交は、北極に対するトルコの関心の高まりとも密接に関係しており、この関係性は2023-35年国家極域科学戦略（NPSS）において明確である。そしてこの傾向は、トルコのスヴァールバル条約への加盟により間違いなく強まり、スヴァールバル諸島に科学基地を設置することで、トルコが更に科学研究を強化しその多様化を図るとともに、国際科学協力を進めることが期待されている（Depledge et al. 2020; Karatekin et al. 2023）。

北極評議会は国際機関ではないものの、北極域に関連する諸問題に貢献するソフトロー文書を作成しており、また最近では、北極科学協力協定など法的拘束力のある条約の作成にも貢献している。この協定の交渉実施には、日本などの非北極圏国も貢献の余地がある。一方

で、中央北極海無規制漁業防止協定は、カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア、米国といった北極海沿岸国以外に、中国、日本、韓国といった非北極圏諸国が加盟する初の北極関連条約である。つまり北極に関する既存および将来の問題に取り組むために、北極圏以外の国々との協力が必要であることを、北極圏諸国も受け入れ始めていると考えるのが妥当であろう（Shibata 2019; Morishita 2019; Shibata & Sergunin 2023）。

このような観点から、南極外交や科学研究において豊富な経験を有し、北極評議会のオブザーバー国になることを長期的に目指しており、スヴァールバル条約の加盟過程も終盤を迎えているトルコのような新興アクターが、今後の北極ガバナンスの一翼を担っていくことは明らかである。

■ 関連情報

Nasih Sarp Ergüven, "Türkiye's Engagement in the Arctic Governance: Its history and into the future", PCRC Working Paper Series, No. 14 (January 2024): https://www.research.kobe-u.ac.jp/gsics-pcsrc/pdf/PCRCWPS/PCRC_14_Ergueven.pdf

■ 著者紹介

ナシ・サープ・エルグーヴェン (Nasih Sarp Ergüven) : トルコ共和国・アンカラ大学法学部国際法講座・助教。米国デュレン大学ロースクール海事法研究所・客員研究員（2023年10月～2024年9月）。主な研究分野は海洋法、南極条約体制、極域国際法。

柴田 明穂 (しばた あきほ) : 神戸大学・教授（国際法）、極域協力研究センター（PCRC）センター長。ArCS II 国際法制度課題研究代表。

本文引用文献資料一覧

- ATCM BP 7 (2018). Background Paper submitted by Türkiye, Highlights of the Turkish Antarctic Science Program 2018-2022.
- ATCM BP 8 (2019). Background Paper submitted by Türkiye, Initial EIA of Turkish Camp Site on Horseshoe Island.
- ATCM IP 29 (2016). Information Paper submitted by Ukraine and Türkiye, The experience of a joint Ukrainian-Turkish Expedition to the Antarctic Vernadsky station in 2016.
- ATCM IP 19 (2020). Information Paper submitted by Türkiye, The Foundation of the Polar Research Institute of the Republic of Türkiye.
- Buyuksagnak B., Ozsoy B. (2021). "Svalbard Islands in the Centennial of the Treaty and the Changing Arctic", in *Svalbard: The Warm Islands of the Cold North* (Nobel, 2021) (in Turkish).
- Bayatlı, A. (2022). "Examining of the Ottoman and Polar Strategy from the Perspective of the History of Cartopical and Geographical Discoveries", *Trakya University Journal of Quality and Strategy Management*, Vol. 2 Issue 1 (in Turkish).
- Depledge, D., Kennedy-Pipe, C., Bilgic, A. (2020). "Turkey: A New Polar Power?", *RUSI Newsbrief*, Vol. 40 Issue 3.
- Ergüven, N.S. (2021a). "Türkiye's Position towards the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea", in *Legal and Political Approach to the Eastern Mediterranean Disputes and the Possible Role of the Turkish Grand National Assembly in the Solution* (TBMM Basımevi) (in Turkish).
- Ergüven, N.S. (2021b). "Evaluation of the Designation of the Mediterranean Sea as an Emission Control Area for Sulphur Oxides (Med Sox Eca) Pursuant to Marpol Annex VI in Terms of Law of the Sea", *Journal of the Sea and Maritime Law (DEHUKAMDER)*, Vol. 4 Issue 2.
- Graczyk, P., Smieszek, M., Koivuova, T., Stepien, A. (2017). "Preparing for the Global Rush: The Arctic Council, Institutional Norms, and Socialisation of Observer Behaviour", in *Governing Arctic Change: Global Perspectives* (Palgrave Macmillan).
- Karatekin, F., Uzun, F. R., Ager, B. J., Convey, P., Hughes, K. A. (2023). "The emerging contribution of Türkiye to Antarctic science and policy", *Antarctic Science*, Vol. 35 Issue 4.
- Limon, O. (2021). "Arctic Council and Turkey's Forgotten Arctic Council Observer Membership Application", *International Journal of Politics and Security (IJPS)*, Vol. 3 Issue 1.
- Limon, O., and Caymaz, E. (2021). "The Svalbard Islands: from the Republic to the Present with Archival Documents", in *Svalbard, The Warm Islands of the Cold North* (Nobel) (in Turkish).
- Morishita, J. (2019). "The Arctic Five-plus-Five process on central Arctic Ocean fisheries negotiations: reflecting the interest of Arctic and non-Arctic actors", in Akiho Shibata et al. eds., *Emerging Legal Orders in the Arctic: The Role of Non-Arctic Actors* (Routledge).
- NPSP (2018-2022). National Polar Science Program 2018-2022. <https://kare.mam.tubitak.gov.tr/en/right-menu/turkish-national-polar-science-program-2018-2022> (accessed September 2023).
- NPSS (2023-2035). National Polar Science Strategy 2023-2035, The Ministry of Industry and Technology of Türkiye.
- Official Gazette (2020). The Official Gazette of Türkiye numbered 31154 dated 13 June 2020, The regulation about implementing the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty.
- Shibata, A. (2019). Arctic Science Cooperation Agreement, in Akiho Shibata et al. eds., *Emerging Legal Orders in the Arctic : The Role of Non-Arctic Actors* (Routledge).
- Shibata, A. and Sergunin, A. (2023). "Implementing the 2017 Arctic Science Cooperation Agreement: Challenges and Opportunities as regards Russia and Japan", *The Yearbook of Polar Law*, Vol.14 (Brill).
- TBMM (2023). The Grand National Assembly of Türkiye. <https://www.tbmm.gov.tr> (accessed September 2023).
- Türkiye Draft Law (2022). The draft law (2/4511) on the suitability of Türkiye's participation in the treaty signed in Paris on February 9, 1920, regarding Spitsbergen. <https://www5.tbmm.gov.tr/sirasayi/donem27/yil01/ss359.pdf> (accessed September 2023) (in Turkish).
- TUBITAK PRI (2022). The Second Turkish Arctic Scientific Expedition (TASE-II) is concluded. <https://kare.mam.tubitak.gov.tr/tr/haber/ikinci-ulusal-arktik-bilimsel-arastirma-seferi-tase-ii-basladi> (accessed September 2023) (in Turkish).
- TUBITAK PRI, (2023). The Third Turkish Arctic Scientific Expedition (TASE-III) is concluded. <https://kare.mam.tubitak.gov.tr/tr/haber/3-ulusal-arktik-bilimsel-arastirma-seferibir-cok-ilkle-tamamlandi> (accessed September 2023) (in Turkish).
- Yavasoglu, H. H., Karaman, H., Ozsoy, B., Bilgi, S., Tutak, B., Gengeç, A. G. (2019). "Site selection of the Turkish Antarctic research station using analytic hierarchy process", *Polar Science*, Vol. 22.
- Yirmibesoglu, S., Oktar, O., Ozsoy, B. (2019). "First Turkish Arctic Scientific Expedition (TASE-I)", *Science and Technology* (in Turkish).

追加参考文献

- Afetinan, A. (2008). *Life and Works of Piri Reis* (The Turkish Historical Society).
- Anadolu Agency (2019). *Turkey's journey to the white continent Antarctic Expeditions* (Elma Printing).
- McIntosh, G. (2000). *The Piri Reis Map of 1513* (The University of Georgia Press).
- Tekeli, S. (1985). "The Map of America by Piri Reis", *Erdem (Atatürk Supreme Council for Culture, Language and History)*, Vol. 1 Issue 3.

北極域研究加速プロジェクト(ArCS II : Arctic Challenge for Sustainability II) 国際法制度課題 プリーフィングペーパー・シリーズについて

プリーフィングペーパー・シリーズ(BPS)は、ArCS IIの下で国際法制度課題が他の課題とも連携しながら進めている北極に関する研究成果を広く社会に還元し、関係ステークホルダーが関心を寄せる課題について、国際法政策的視点から簡潔平易に解説する文書です。シリーズにはISSNがついており、各文書にもdoiがついています。BPSは以下の3つのカテゴリーにて、日本語ないし英語で発刊されます。

- ・ **ポリシーブリーフ (Policy Brief)** : 日本及び関係各国の北極政策立案実施に資するような情報、政策オプションなどを提示するもの。
- ・ **ファクトシート (Fact Sheet)** : 日本及び国際社会のステークホルダーが関心を寄せる北極国際法政策的課題に関わる事実関係や関係国際法制度の現状を正確にまとめたもの。
- ・ **リサーチブリーフ (Research Brief)** : 国際法制度課題の下での研究内容ないしその成果を一般向けに概説したもの。

